

各位

京都信用金庫

手形・小切手の発行終了に伴う規定の改定について

平素より京都信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2025年8月27日付「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組について（その2）」にてご案内しておりました通り、2026年3月31日をもって手形・小切手の発行を終了いたします。これに伴い、2026年4月1日より以下の規定を改定しますので、お知らせいたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 規定の改定日

2026年4月1日（水）

2. 改定または廃止する規定

- (1) [当座勘定規定](#)
- (2) [当座勘定規定（個人当座用）](#)
- (3) [小切手用法](#)
- (4) [約束手形用法](#)
- (5) [為替手形用法](#)
- (6) 納税準備預金規定

3. 改定内容（改定部分を下線表示）

(1) 当座勘定規定

改定前	改定後
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>5. 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>6. 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p><u>5. 削除</u></p> <p><u>5. 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</u></p>

<p>7. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合はその限りではありません。</p>	<p>6. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合はその限りではありません。</p>
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。</p>

(2) 当座勘定規定（個人当座用）

改定前	改定後
<p>第8条（小切手、手形用紙）</p> <p>5. 小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>6. 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>7. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（小切手、手形用紙）</p> <p>5. <u>削除</u></p> <p>5. 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>6. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。</p>

(3) 小切手用法

改定前	改定後
8項 <u>小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>	8項 削除

(4) 約束手形用法

改定前	改定後
8項 <u>手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>	8項 削除

(5) 為替手形用法

改定前	改定後
8項 <u>手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>	8項 削除

(6) 納税準備預金規定

2025年12月30日取扱終了により廃止。

以上